

令和元年度業務適正化評価報告書審査意見書の概要

令和2年10月19日に審査に付された令和元年度業務適正化評価報告書について、審査しました。その概要是次のとおりです。

記

監査委員 桐林正彦、山根朋洋、奈良井恵、広谷直樹

令和元年度については、試行的に運用し、その結果を踏まえながら改善を進めるとの方針であることから、今後の取組の方向性等についても、広範な観点から、意見等を行いました。

1 業務適正化の取組に当たり

(1) 法令の遵守と効率的・効果的な事務処理について

県の会計規則等は、文書主義、法令適合性など地方自治法等の定める原則や制度目的に沿って、業務の効率性や説明責任の観点から、最も合理的な内容となるよう定めるべきである。

また、業務の効率化では、A I ・ R P A やキャッシュレス決済等、日々進歩する I C T 技術のさらなる導入と検証も P D C A サイクルに位置づけることが重要と考える。

(2) 財務等の基本的な考え方について

不適切事案発生の要因や背景には、事務処理規程の解釈や運用に際し諸規程の根拠となる地方自治法等の規定の目的や制定の背景に対する認識が不足しているだけでなく、規定の存在自体が知られていない事案が散見される。

このように、基本的事項への認識がない今まで、業務点検等を実施しても根本的な未然防止の徹底につながらないのではとの懸念もある。

不適切事案の防止のためには組織的に対応することも重要であり、管理職等に対して階級別研修の際に、民法、地方自治法等の財務・会計に関する原則や制度目的について、改めて認識を深めることも効果的であると考える。

2 審査の結果

概ね適当であるが、次について検討が必要

(1) 重要度の高いリスクの決定とその防止策について

重要度の高いリスクの洗い出しとその未然防止策を講じているが、各部局ではなく、業務効率化の観点から制度所管課と推進所管課が共同で担っていることから、各所属の業務内容等も勘案して、漏れがないように進められたい。

(2) 業務の効率的かつ効果的な取組について

A I ・ R P A 等の活用に取り組むこととしており、今後ともその取組が一層進められるよう制度所管課での検討はもとより、各部局に対しても、さらなる支援を行われたい。

3 留意事項

(1) 業務適正化の周知徹底について

基本方針に沿った適切な事務の執行を図るために、職員一人ひとりが、業務適正化基本方針やその関係通知等、十分に理解し、取り組むことが不可欠である。そのために、DBを利用し職員個々が理解度を確認できる手法も取り入れるなど、職員への理解を進められるように留意されたい。

(2) 点検リストの活用について

点検リストは、適否の判断基準が明確でないものがあるなどの理由から確認結果の入力が難しいとの声も聞かれたので、よりわかりやすく、活用しやすいものとなされるよう引き続き取り組まれたい。

(3) 業務適正化の定着について

監査委員においては、点検リストの適正な作成を前提に監査の内容を見直したところであるが、定期監査等で点検リストの点検状況を確認したところ、不適正な事項を適正と確認しているような状況も見受けられた。

については、引き続き制度所管課での実地検査による指導等を行うとともに、職員の制度の習熟度を高め、効率的な取組が実施されるよう配慮されたい。

【参考】

1 審査の着眼点

- 特定した重要度の高いリスクと未然防止策は適切か
- 想定される不適切事例と防止策は、職員に適切に認識され、取り組まれているか
- 業務に関わる法令等は遵守されているか
- 業務が効率的かつ効果的に遂行される取組となっているか
- 職員一人ひとりが業務適正化の取組の趣旨等を認識しているか

2 審査の実施方法

- 業務適正化基本方針、関係課発出通知、関係DB及び関係書類等の確認
- 推進所管課、制度所管課及び評価所管課からの聞き取り
- 制度所管が行う実地検査への立ち会い
- 各部局職員に対する質問 等